

『新たな取引先を見つけたい』

中小企業販路開拓総合支援事業

引合せ支援

新たな販路を首都圏等で開拓するため、販路開拓ナビゲーターを活用した企業引合せを行います。

対象となる方

県内に事業所を有し、かつ、県内で製品を生産・製造している中小企業者とする。

対象となる製品

支援対象者が県内で生産・製造する製品等（食料品、技術、サービスも含む。）とする。ただし、以下のものは、原則として対象外とする。

- ①開発途上の製品
- ②安全、保守体制が確立できない製品

支援内容

○販路開拓方法

首都圏等で豊富な営業経験や製品開発経験を有する販路開拓ナビゲーターが自らの人脈やコネクションにより、取引見込み先への引合せを実施する。

※あくまでも引合せ支援であり、営業代行やセールスレップは行わない。

募集期間

令和7年4月10日（木）～5月2日（金）17：00 必着

利用方法

ご利用を希望される方は申請書類一式をご提出ください。

（事前に、下記お問い合わせ先にご連絡ください。）

支援製品は審査委員会を経て決定します。

【お問い合わせ先】

（公財）みやぎ産業振興機構 事業支援課

電話：022—225—6697